

EU 懐疑主義としてのポピュリズムと福祉ショーヴィニズム

原田 徹

はじめに

2010年代に入り、従来の支配的な政治勢力・政治スタイルとは異なる政治運動・現象を「ポピュリズム」という概念で捉えることが増えている。2016年に生じた事象でも、国民投票による英国のEU離脱決定や、トランプ米大統領誕生などが、ポピュリズム現象の発露として語られる。そして、「ポピュリズム」と定位される勢力や現象は、従来の支配的な政治勢力によるレッテル貼りの場合も含め、民主主義に対する脅威として否定的に扱われる傾向が強い。

ポピュリズムとはなにか。主にヨーロッパ諸国や南北アメリカのポピュリズムを比較検討した水島治郎によれば、ポピュリズムの定義としては、「固定的な支持基盤を超え、幅広く国民に直接訴える政治スタイル」と『人民』の立場から既成政治やエリートを批判する政治運動』の2種類に整理できるという。さらに、水島自身は後者の定義に寄り添いつつ、ポピュリズムの特徴として、①主張の中心に「人民」を置くこと、②人民重視の裏返しとしてのエリート批判、③「カリスマ的リーダー」の存在、④イデオロギーにおける「薄さ」の4つを挙げている（水島 2016）。

本稿の目的は、ヨーロッパにおけるEU懐疑主義や反EUを主張する政治勢力をポピュリズムと定位して理解し、そのEU懐疑主義の実相を描き出そうとすることにある。2016年6月に英国のEU離脱を決する国民投票結果を受けて、メディアでは「EU離脱ドミノが生じるのではないか」との懸念が囁かれたが、それは英国以外の各EU加盟国にもEU懐疑主義勢力が存在するからであった。EUに統合されたヨーロッパの主権国家システムを戦後欧州国際秩序と見立てるとすれば、EU懐疑主義としてのポピュリズムが引き起こしかねないEU離脱ドミノとは、その戦後欧州国際秩序の崩壊を意味するであろう。このシナリオは現実的か。本稿はこれを考察するための素材となることも意図している。

EU懐疑主義勢力とポピュリズム概念とを接続する手がかりは、まず基本として、水島が挙げたポピュリズムの4特徴のうち、②人民重視の裏返しとしてのエリート批判に見出せるであろう。なぜなら、これまでのEUの統合過程そのものも、EUが意思決定し実行している政策も、ブリュッセルの欧州委員会の官僚や加盟国政府高官ら一握りのエリートが、人民の意思から乖離して深刻な「民主主義の赤字」を孕みつつ、場合によっては加盟国の主権を損ねながら、勝手に決めているというのが、典型的なEU批判の言説だからである。また、各加盟国内での中道左右の二大政党以外のマイノリティ政党がEU懐疑主義である場合、そのマイノリティ政党は、中道左右の二大政党を談合関係にある「カルテル政党」（Katz and Mair 1995）とみなしたうえで、それらは自国とEUとの政治的相互作用

用を独占する「エリート」だとして批判し、さらに、中道左右のいずれが政権政党であったとしても EU の既定方針に取り込まれているだけでしかないことを糾弾する。

こうして、EU とそれに関わるアクターの総体が「エリート」＝「人民が対抗姿勢を示すべき明確な敵」として、EU 懐疑主義による攻撃の標的とされる。逆に、「親 EU 派」「EU 体制派」とでもいうべき従来の支配勢力である「エリート」側からは、EU 懐疑主義を標榜し EU を敵視する政治勢力は、おしなべて「ポピュリズム」と呼称されることになる。

ただし、おしなべて「ポピュリズム」と呼称される EU 懐疑主義勢力のあいだで、「反エリート」という基本要素を共有しながらも、あわせて EU のどの要素を攻撃するかの違いによって、ポピュリズムとしてのバリエーションが存在する。すべての EU 懐疑主義勢力が、EU のすべての面に懐疑的であるというわけではないのである（五月女 2005）。本稿の1章では、それを、①南欧左派ポピュリズム（ギリシャの SYRIZA、スペインのポデモス）、②極右系統ポピュリズム（フランス国民戦線、オランダ自由党、デンマーク国民党）、③保守ポピュリズム（ハンガリーのフィデス、ポーランドの「法と正義」と、大きく3つに分類できることを示す⁴⁾。

続く2章では、1章で検討した EU 懐疑主義勢力の3類型のうち、従来は相互に独立的であり、左右という次元では逆に位置してきたはずの①南欧左派ポピュリズムと②極右系統ポピュリズムとのあいだで政策面の主張に重なりが見られ始めている状況を、「メインストリーム化」と「福祉ショーヴィニズム」という概念とともに検討する。これは水島が挙げたポピュリズムの4特徴のうち④イデオロギーの「薄さ」、すなわち、政策内容の主張が浮動的であることと関係する。そこでは、南欧左派ポピュリズムと極右系統ポピュリズムとの政策面の重なりが発生するメカニズムの検討に加えて、やはり根本的には、移民に対する寛容度・包摂性の志向において大きな断絶をはらんでいることを指摘する。

1. EU 懐疑主義としてのポピュリズムの類型論

(1) 南欧左派ポピュリズム

EU 懐疑主義ないし反 EU を標榜する政治勢力が 2010 年代に入り台頭してきた大きな原因のひとつが、ギリシャに端を発する欧州債務危機であることは間違いない。南欧地域を中心とする債務危機国では、何らかの形で EU や IMF による援助を受ける必要に迫られたが、その援助対象国は国名の頭文字を組み合わせて、PIIGS 諸国（ポルトガル、アイルランド、イタリア、ギリシャ、スペイン）と呼ばれた。そして、援助＝融資の条件として、痛みを伴う緊縮財政政策の実施が EU から要求されることになる（原田 2015）。この痛みを伴う緊縮財政政策への抵抗が、そのまま反 EU 政党の勢力拡大ないし新興の反 EU 政党の誕生につながったのである。そのため、南欧諸国での反 EU 勢力は、「経済面での対立軸」において、左派的な志向性を有するものが多い。たとえば、2015 年 1 月にギリシャで

政権獲得に成功した SYRIZA (急進左派連合)、スペインの新興政党ポデモス (Podemos) (2014年1月発足) が典型的である⁽²⁾。

「経済面での対立軸」において左派に位置する政党勢力が、EU を、規制緩和や加盟国の福祉縮減を強制する新自由主義プロジェクトであるとみなして反対するという構図は、必ずしも南欧に限らず、従来から存在した。2000年代最初の10年にEUの域内経済社会の方向性を規定したリスボン戦略は、中道左派が右傾化した「第三の道」路線を反映したものであり、「欧州社会モデル」や「社会面」に配慮するとされつつも、各加盟国には新自由主義的に作用するものであった(原田 2012)。この過程で、例えばドイツでは、新自由主義に迎合したとみなされた中道左派のドイツ社会民主党 (SPD) を見限った勢力が、より左派的な政党勢力として左翼党 (Die Linke) へと糾合し、ドイツ国内の政党システムの左右バランスの変容をもたらした(河崎 2015)。

2010年代にギリシャとスペインで台頭している南欧左派ポピュリズムのうち、ギリシャの SYRIZA は従来の中道左派の全ギリシャ社会主義運動 (PASOK) を無力化するほどに政党システムを変容させながら国内で政権を担っているが、スペインのポデモスは国内で政権を担うには至っていない。しかし、反新自由主義・反緊縮財政というスタンスで EU に対抗するにあたり両者は提携している。それは、ポデモスの党首パブロ・イグレスias (Pablo Iglesias) が党のマニフェストとしても位置づける著書 (Iglesias 2015) の序文を、SYRIZA 党首のアレクシス・ツィプラス (Alexis Tsipras) が寄稿していることにも如実に表れている。また、EU の議会にあたる欧州議会の選挙は5年に1度実施されるが、直近の2014年5月の選挙では、SYRIZA はギリシャの全21議席中6議席を獲得して第一党となる一方、ポデモスもスペインの全54議席中5議席を獲得し、ともに欧州議会の会派として欧州統一左派・北方緑の左派同盟 (GUE-NGL) に加盟して協調している。

(2) 極右系統ポピュリズム

ヨーロッパで、従来から EU 懐疑主義や反 EU 勢力としてイメージされてきたのは、左派的な志向性を有するものというよりも、むしろ逆に「極右」とカテゴライズされる政治勢力の系統であった。ただし、かつてのネオナチのような反体制的で過激な暴力に訴えることをも厭わない極右からは変質し、今日の極右は体制転覆的ではなく既存の政治体制の枠内で活動している。そこで、かつての反体制的・過激派的な極右と区別する意味で、今日的な極右に基づくポピュリズムを、ここでは差し当たり「極右系統ポピュリズム」と表現したい。

極右系統ポピュリズムは、ナショナリズムや「ネイティビズム」(Nativism) を重視し、とりわけ、反移民を強く主張してきた。ポピュリズム研究者のミュデによれば、「ネイティビズム」とは、「国家は自生的なグループ (国民) の構成員によってのみ排他的に居住されるべきであり、(人であれ理念であれ) 非自生的な要素は、根本的には、同質的な国民国家への脅威となると考えるイデオロギー」とされる (Mudde 2007)。つまり、この極右系統

ポピュリズムとは、先述の水島が挙げたポピュリズムの4特徴になぞらえれば、①「一体としての自国民」を主張の中心に置き、併せて、②エリート批判という特徴については、エリートも批判するが、批判の標的として「自国民でない移民」も強く敵視する。野田(2013)が述べるように、ポピュリズムは攻撃の政治を特徴とし、つねに敵を措定し、その敵との関係のみずからを定義づけるのであり、エリートに加え、移民も「社会の同質性」を脅かす敵と認識されるし、敵としての移民の存在を許している既存の制度自体、すなわち EU の制度自体が攻撃対象になるのである。

この極右系統ポピュリズム勢力の立ち位置は、南欧左派ポピュリズムのような、「経済面での対立軸」での反 EU 路線というのではなく、移民問題という、「社会的・文化的な対立軸」に立脚して EU に反対する立場をとるのが特徴である。ここでいう「移民」とは、宗教的な文化の差異を伴うイスラム系住民に見出されることもあれば、同じ EU 域内の他加盟国からの移民、EU 域外からの第三国民、さらには難民、テロ予備軍も含まれるのであり、極右系統ポピュリズムによって敵視される「移民」の範囲は伸縮的である。いずれにせよ、この広義の「移民」の自由移動を円滑化する政策を、たとえば「人の自由移動」の推進として EU が企図すると、それがこの極右系統ポピュリズムによる格好の攻撃対象となる。

極右系統ポピュリズムは、各加盟国内政治でも従来から一定の支持を維持しており、ヘルト・ウィルダース (Geert Wilders) 率いるオランダの自由党、フィンランドの「フィンランド人党」、デンマークの国民党、オーストリアの自由党など、各国内での連立政権参加や閣外協力を経験することも、当たり前のようにして受けとめられている。フランスの国民戦線も、国内の国民議会選挙では小選挙区二回投票制により議席の獲得は困難を極めているが、比例代表制を用いる欧州議会選挙では、2014年5月の選挙において、全フランス74議席中24議席を獲得し、欧州議会でのフランスの国内政党として第一党となっている。2017年5月のフランス大統領選の決選投票に党首マリーヌ・ル・ペン (Marine Le Pen) を進出させるだけの党勢を維持している^③。

(3) 保守ポピュリズム

第3の EU 懐疑主義としてのポピュリズムの類型が、保守ポピュリズムである。保守ポピュリズムの表出形態は、国内の統治スタイルとして、政権によるメディア統制や裁判官人事への介入など、民主主義や「法の支配」の尊重という原則そのものを侵害しながら、支配的な EU の価値観であるリベラル・デモクラシーに抵触することに特徴がある。先述の水島が挙げたポピュリズムの4特徴になぞらえれば、②人民重視の裏返しとしてのエリート批判と関連して、人民を「自国民」と定位して重視し、自国民による国内自治のあり方自体に介入してくる EU をエリートと定位して批判するものである。つまり、国内で人民との関係で政治的にエリートである為政者も、人民と一体の「自国民」として自己を定位し、「自国民」を超越したエリートたる EU に対抗するスタンスを示すものである。この

保守ポピュリズムに該当するのは、2010年4月に成立したハンガリーのヴィクトル・オルバン（Viktor Orbán）首相を党首とするフィデス政権と、2015年10月成立のポーランドの「法と正義」政権である⁽⁴⁾。

ハンガリーのフィデス政権は、発足当初は連立与党で国民議会 386 議席中 321 議席を占め、重要法案可決に必要な 2/3 を超える 83% の議席占有率となった。この議会基盤をもとに、2010 年だけで 10 回も憲法改正しつつ、権威主義的な国内政策が急速に推し進められた。その政策の方向性については、「新自由主義と国家主義と新保守主義という、異なるイデオロギーを併せ持つ拡散的なもの」と評する論者もいる（Szikra 2014）。2011 年 4 月にハンガリーの新憲法が制定され、2010 年内に行った改革内容を憲法レベルで規定して盛り込みつつ、メディア、憲法裁判所、中央銀行に限らず、国家制度を全般にわたって、政権による統制色を強めた。ハンガリーのフィデス政権発足より 5 年遅れて政権に就いたポーランドの「法と正義」政権は、当初から首相はベアタ・シドゥウオ（Beata Szydło）が務めてきたものの、実質的な権力者である党総裁のヤロスワフ・カチンスキ（Jarosław Kaczyński）の影響力のもとで、政権獲得から 3 ヶ月と経たないうちに、ハンガリーのケースと同様に、メディア統制のための法改正と憲法裁判所統制強化のための法改正とを成立させた。

ハンガリーとポーランドの両政権ともに、『法の支配』に対して体系的脅威となるような諸状況」と認識され、EU の欧州議会や欧州委員会からは是正を求められても、それに対しては消極的でしかない。EU からは、自由や民主主義、多元主義、法の支配などの諸価値に抵触する問題であるため、その制裁措置として、リスボン条約 7 条に規定されている、加盟国政府の EU での投票権停止の発動も検討されているが、実際には一度も発動されていない⁽⁵⁾。

また、両政権ともに、たとえ EU に加盟していても、国内統治のあり方は国家主権事項であり、それに口出しするのは内政干渉であるとの理解が存在する。この国家主権重視という契機を、EU 懐疑主義としての保守ポピュリズムのメルクマールとするならば、ハンガリーとポーランドの事例のような、民主主義や「法の支配」への体系的な脅威とは言わないまでも、リスボン条約の批准書への署名を渋ったヴァーツラフ・クラウス（Václav Klaus）大統領を擁したチェコの市民民主党や、移民問題への懸念と同程度に、EU による英国の「国家主権」の侵害への懸念から EU 離脱を志向する者が多かった英国保守党も保守ポピュリズムとして位置づけられるかもしれない。実際、2009 年以来、欧州議会での政党会派の組み換えのなかで、ポーランドの「法と正義」、チェコの市民民主党、英国保守党らは、欧州保守改革グループ（ECR: European Conservatives and Reformists Group）という同一会派を形成して活動している。

(4) 小括

本章では、EU 懐疑主義としてのポピュリズムを 3 類型に整理した。とりわけ、①南欧

左派ポピュリズムと②極右系統ポピュリズムとの関係を見てみると、政治的スペクトラムの左右両極の勢力のあいだで、主たる対立軸として「経済面での対立軸」に立脚するか、それとも「社会的・文化的な対立軸」に立脚するかという違いが根本的には存在してきたものの、エリート批判としての EU 懐疑主義の要素は共通しており、この共通点とともに、異なる要素も合わせて多重的に EU への懐疑を唱えてきたのであった。それゆえに、いっそう増幅的な形で、2010 年代の EU 懐疑主義としてのポピュリズム勢力の伸長が意識されたのである。さらにこれら 2 つのポピュリズムと同時並行的に、国内での非常に強力な権力基盤をもとに、国家統制色を強めながら権威主義的な統治スタイルを体現する保守ポピュリズムが展開してきたのであった。以上が 2010 年代の EU 懐疑主義としてのポピュリズムの基本類型である。ただし、これらポピュリズムの類型間をまたぐ相互作用ともいふべき現象も見られ始めており、この相互作用のメカニズムの把握によって、いっそう今日的な EU 懐疑主義の実相に迫ることができるのである。これを次章で見ていく。

2. メインストリーム化と福祉ショーヴィニズム

(1) 極右系統ポピュリズムのメインストリーム化と左右糾合の契機

興味深いことに、2010 年代の時の経過とともに、南欧左派ポピュリズムと極右系統ポピュリズムという、左右両極の EU 懐疑主義としてのポピュリズムのあいだでは互いに異なっていた（相互に独立していた）はずの対立軸に、重なるの兆しが見られる。具体的には、極右系統ポピュリズムのほうが、政権獲得経験を有したりその可能性を高めたりするなかで、中間層の有権者を取り込むために「中道化」ないし「メインストリーム化」（mainstreaming）するに伴い、「経済面での対立軸」での新たな選好として「福祉国家の擁護・充実・再構築」を唱えるケースが出てきている。これは、極右系統ポピュリズムが、福祉国家の制度やサービスが中間層の有権者に人気があると想定して採用している新たな戦略である。

しかし、前章で確認したように、そもそも極右系統ポピュリズムは「経済面での対立軸」には立脚しないのではなかったのか。アッカーマンら（Akkerman, de Lange, and Rooduijn, 2016）によると、極右系統ポピュリズムの「極端さ（ラディカル性）」の特徴の一つとして、「ニッチ性」（niche）があると言う。そのニッチ性とは、伝統的に存在してきた「経済面での対立軸」での左右のイデオロギーに属さない領域、つまり、「社会的・文化的な対立軸」だけに焦点を絞って、中道左右政党などの従来の支配的な政党がタブー視して争点化したとらない、犯罪や安全保障、移民流入やその社会統合などの問題を取り上げて、それによって有権者の支持を集めようとするのである。つまり、極右系統ポピュリズムは、選挙市場での既存政党との争いで埋没してしまわない差異化戦略として、あえて「経済面での対立軸」を避け、「社会的・文化的な対立軸」だけで戦うことを選択していた。

それでは、極右系統ポピュリズムは「経済面での対立軸」について、どのような選好を有するのであろうか。この点については論者によりニュアンスが若干異なる。たとえば、ミュデやアッカーマンらは「中道的」あるいは「基本的に無関心」であると解釈している (Mudde 2007; Akkerman, de Lange, and Rooduijn, 2016)。それに対して、水島 (2016) は、「1980 年代から 90 年代にかけて西欧諸国で勢力を伸ばしたポピュリズム政党は、当初は福祉国家を批判して経済的自由主義を主張する傾向が強かったが、それ以後はグローバル化批判の立場から、むしろ福祉国家擁護の論陣を張る傾向」があるとしている。これは、イデオロギーの「薄さ」ゆえか、敵である支配的な政治勢力のイデオロギー自体が転倒したがゆえか、極右系統ポピュリズムが「経済面での対立軸」で示す選好が時期によって変動することを意味している。それが現在の傾向としては「福祉国家の擁護・充実・再構築」として表出されるというわけである。

たとえば、オランダ自由党は、2010 年の下院選挙で 150 議席中の 24 議席を獲得して第三党の地位を得て、自由民主国民党のマルク・ルッテ (Mark Rutte) 首相が率いる少数連立政権 (52 議席) に閣外協力を行ったが、ルッテ首相を含む連立政権が、単年度赤字を対 GDP 比で 3%以内とすることが求められる EU の安定・成長協定を遵守すべきところ、オランダの財政は 2011 年度で赤字が 4.7%となっていたために、緊縮財政による引締めを行うことが画策された。この緊縮財政案が実行されれば福祉縮減が生じることになるはずであり、オランダ自由党の党首ウィルダースはそれに反対して閣外協力を解消し、結果として内閣総辞職となったのであった。これは、反イスラムの主張で注目されがちなウィルダース党首のオランダ自由党が、「経済面での対立軸」として、EU 懐疑主義とともに福祉国家の擁護を示している事例である。

こうした極右系統ポピュリズム勢力の新たな立場は、EU からの緊縮財政政策による自国福祉制度縮減に反対するスタンスと重なるため、1 章で確認した、南欧左派ポピュリズムの主張と符合することになる。だからこそ、元来左派志向で福祉充実を望む有権者が、自国の中道左派政党が EU の緊縮財政に迎合する形で右傾化してしまい当てにはできないと考えて、支持政党として極右系統ポピュリズムへと乗り換える現象さえ見られ始めたのである。ここで、従来は相互に交わることがなかった「社会的・文化的な対立軸」と「経済面での対立軸」とが交錯しながら、非常に内実的な次元において左右両極が結びつく契機が生じたのである (Arzheimer 2013)。

このような支持政党の乗り換え現象に関する説明としては、福祉国家制度とも連動する労働市場面での「インサイダー」(主に工業部門の大企業正社員)と「アウトサイダー」(非正規雇用労働者)との違いによって、「労働者のうちでもインサイダーは従来どおり中道左派を指示する一方で、アウトサイダーは極右政党へと支持を移す傾向がある」との見解 (Rueda 2005, 2007) も存在する⁶⁾。

しかし、その一方で、極右系統ポピュリズム政党が、中間層の有権者を取り込む目的で福祉国家を重視するなど「経済面での対立軸」で左派的なスタンスを示すことは、単独で

の政権獲得が困難で連立参加が現実的である場合、その極右系統ポピュリズム政党はジレンマに直面する可能性が高い。その事情は次の通りである。まず、極右系統ポピュリズムが連立を組む組み合わせとしては、単純な左右一次元でのイデオロギー距離の近さから、中道右派政党がパートナーとなることが多い。ただし、その中道右派政党は「経済面での対立軸」での経済的自由主義への志向性が強いと想定されるのであり、この中道右派政党からすると、たとえ「社会的・文化的な対立軸」での志向性は近接していても、「経済面での対立軸」で真逆の左派的スタンスを強めすぎた極右系統ポピュリズム政党は、連立パートナーとして不適格とみなされることになる。すなわち、極右系統ポピュリズムのほうが中道右派政党との連立形成を望んでも、「経済面での対立軸」で左派的なスタンスを強めるあまり、極右系統ポピュリズム政党が中道右派政党から連立形成を拒否されるというジレンマに直面する可能性が高いのである（Akkerman 2016）。上述のオランダ自由党の連立政権への閣外協力の解消は、このような意味での事例としても理解できるだろう。

(2) 根本的な分断の論理：福祉ショーヴィニズム

前節では、極右系統ポピュリズムが「福祉国家の擁護・充実・再構築」を唱えることで、南欧左派ポピュリズムの主張と重なり、左右両極が結びつきうる可能性を示唆した。しかし、極右系統ポピュリズムによる「福祉国家の擁護」が、「福祉ショーヴィニズム」(welfare chauvinism)の要素とともに唱えられる場合には注意を要する。

福祉ショーヴィニズムとは、自国の福祉制度を熱狂的に信奉するナショナリズムの一形態である。水島 (2016) は、現代のヨーロッパで伸長しているポピュリズムの特徴のひとつとして、「福祉ショーヴィニズム」と同義で「福祉排外主義」を挙げており、「福祉・社会保障の充実は指示しつつ、移民を福祉の濫用者と位置づけ、福祉の対象を自国民に限定するとともに、福祉国家にとって負担となる移民の排除を訴える主張」と説明している。この概念に既に 1995 年段階で着目していたキツェルトによると、福祉ショーヴィニズムに一番の利害関係者として最も共鳴するのは、自らの経済的な生活が、社会政策に基づいた公的年金、医療手当、失業給付等の恩恵で維持されている社会集団で、職域としてはブルーカラー労働者、低廉な事務員、あるいは年金生活者等であり、教育水準が低い人々であるとされている（Kitschelt 1995）。

たとえば、直接的には欧州債務危機を契機に南欧諸国への援助拒否を主張し反ユーロ政党として結成されたドイツの新興政党 AfD (Alternative für Deutschland: ドイツのための選択肢) は、移民自体には反対しないが、移民のドイツの社会保障システムへの編入は拒否するとの主張を行っている（河崎 2015）。また、英国が EU 離脱の是非を問う国民投票の約 4ヶ月前の欧州理事会にて、英キャメロン首相が英国内世論を EU 残留へと傾ける説得材料として、英国が国民投票を経て EU に残留する場合には、①英国内で就業する他の EU 加盟国出身の労働移民に対し、低所得世帯向けの家族扶養税額控除等の「在職給付」(in-work benefits) を就業から 4 年間は給付しないこと、②英国内で就業する他の EU 加

盟国出身の労働者が出身国に残す子供に対する児童手当を英国水準ではなく出身国水準に合わせる、③英国の EU 残留が決まり次第、これら①②を実現するための EU 法案を審議するという譲歩を他の EU 加盟国首脳から引き出していた。これは、UKIP (UK Independence Party : 英国独立党) の支持者をはじめとする英国内の EU 懐疑主義勢力が有する不満が EU 加盟国出身移民に向けられ、その不満解消の手立てとして、同じ EU 市民であっても社会給付につき英国国民と他の加盟国民との間で差別的待遇を求めるものであり、文字通り、福祉ショーヴィニズムに基づく内容だったのである (原田 2017b)。

「福祉ショーヴィニズム」は、各 EU 加盟国の福祉国家を制度的に持続可能とするという意味で左派を惹きつけはするものの、究極的には左右間での分断の契機をはらんでいる。すなわち、極右系統ポピュリズムは、自国福祉制度を維持しようとするが、そこから自国民以外の移民は排除しながら、余計な負荷としての移民を制度から排除することを手段としながら自国福祉国家制度の持続性を確保しようとするのである。それに対し、南欧左派ポピュリズムは、移民を自国民に近い形で福祉制度へと包摂しながら自国の福祉国家制度維持を志向する。つまり、南欧左派ポピュリズムは、自国民と移民との間で福祉面での平等を図ろうとする (Emmenegger and Klemmensen 2013)。そして、この自国民と (EU 加盟国出身の) 移民との間で福祉面での平等を確保するのが、EU としての価値規範なのである⁹⁾。

たしかに、ギリシャの SYRIZA 政権は、南欧左派ポピュリズムの EU 懐疑主義として EU からの緊縮財政政策に抵抗して福祉制度縮減の極小化を試みはするものの、決して移民の排除を求めるのではなく、自国内の他 EU 加盟国出身移民を自国福祉制度に積極的かつ平等に包摂すべきとの EU の規範を遵守している (Stavrakakis and Katsambekis 2014)。政権与党になってはいないが、スペインのポデモスも同様である。もちろん、ギリシャやスペインの南欧諸国は欧州債務危機のなかで高失業率を抱え、EU の他の加盟国へと労働移民を送出しているがゆえに、自国からの労働移民が受入国内で当該国民と同等の労働条件・社会的福利厚生を受けられることに利益を見出しているという要素も作用しているであろう。そして、これら左派的志向の EU 懐疑主義勢力は、EU 体制からの離脱を主張はしない。あくまで EU 体制は尊重し、「経済面での対立軸」における EU のあり方を緊縮財政政策ではなく成長路線に反転させようとするなど、EU 体制内での方針転換を目指している。このような南欧左派ポピュリズムのスタンスは、フランス国民戦線やオランダ自由党など、少なくとも言説のうえではイギリス同様に EU 離脱を目指すとする極右政党を出自とする EU 懐疑主義勢力とは、一線を画していると言わなければならないだろう。

結 語

EU 懐疑主義としてのポピュリズムは、本稿で確認した 3 類型やその主張内容を理解し

ないまま、「EU 離脱志向」として、十把一絡げにして理解されがちである。しかし、EU 懐疑の度合いにもグラデーションや温度差があることに鑑みれば、英国に続いて「ただちに EU 離脱ドミノが生じる」と想像するのは単純すぎるであろう。2章で見たように、南欧左派ポピュリズムは EU 懐疑主義でありつつも、EU 体制内改革を志向しているのであり、その点では南欧左派ポピュリズムだけでなく、ドイツの左翼党においても同様である。

さらに1章で保守ポピュリズムの典型として位置づけた、ハンガリーのフィデスやポーランドの「法と正義」も、EU の基本理念であるリベラル・デモクラシーの基準に抵触する自国内の統治システムのあり方について EU から干渉される局面で反発してきたし、2015年9月に可決した EU 内の難民受入分担の取り決め^⑧についてもハンガリーのフィデス政権は当初から無視してきた。しかし、経済的側面において EU が加盟各国に求める緊縮財政路線を遵守する努力は見せてきたのであり、EU 構造基金を通じた補助金からの恩恵や、西欧の EU 加盟国に自国民を労働移民として送出できる恩恵を享受していることから、実利的な観点からも、EU からの自国の離脱を積極的に主張することはないのである。

たしかに、英国が2016年の国民投票で EU からの離脱を決定的とした直後に、極右系統ポピュリスト政党のフランス国民戦線のルペン党首やオランダ自由党のウィルダース党首が自国でも EU から離脱するか残留するかを問う国民投票の実施を主張したものの、2017年3月（オランダ）6月（フランス）の両国の総選挙での極右系統ポピュリズム政党が大きく伸張するということはなく、短期的な「離脱ドミノ」の非現実性を実証した格好となっている。

また、欧州懐疑主義としてのポピュリズムを過度に危険視する必要もないかもしれない。たとえば、本稿では、極右系統ポピュリズムが実際に政権実務と関わるなかで「メインストリーム化」する現象を見たが、このような形で「極端さ（ラディカル性）」が緩和・馴致されるとすれば、それはカルテル政党として批判対象であった既存の中道左右政党と同じく、EU 体制に取り込まれて、ポピュリズムとしての意義をも希薄化してしまう可能性がある。加えて、水島（2016）が指摘するように、ポピュリズム政党からの刺激によって、既成政党がそれまで軽視し、その不作為をポピュリズム政党から批判されてきたような政策を取り上げるように改革を促され、ひいてはデモクラシーへの信頼の回復につながるというメリットもあるかもしれない。EU の機構編成では、欧州議会と欧州委員会との間で議院内閣制の仕組みとなっていないために、国内政治システムでの厳密な連立政権のようなものは形成されない一方で、欧州議会議員選挙は比例代表制であるがゆえに、国内政治での議席獲得が困難なポピュリズム政党であっても欧州議会では議席を獲得しやすい。この欧州議会での議事を通じてポピュリズム勢力からの健全な批判を受けつつ、中道左右をはじめとする既成政党が改革を促されるのだとすれば、EU でのデモクラシーへの信頼をもたらず制度的素地はすでに具備されている。ポピュリズム勢力による潜在的な政治的不満にも EU が議会制の枠内で応えることができるかどうか問われているのである。

《注》

- (1)石田 (2016) はヨーロッパのポピュリズムが右翼ポピュリズムと左翼ポピュリズムに分岐するとの理解を示している。本稿もその分岐の理解に同意している。石田が言う「右翼ポピュリズム」が本稿の「極右系統ポピュリズム」に相当し、「左翼ポピュリズム」が本稿の「南欧左派ポピュリズム」に相当する。さらに、本稿では、石田は言及していないもうひとつのカテゴリーとして、「保守ポピュリズム」を設定している。
- (2)イタリアの「五つ星運動」(Five Star Movement) も、ギリシャ債務危機の本格化より僅かに先行して 2009 年 10 月に発足したが、EU による緊縮財政政策への不満の受け皿として機能したことを勘案すれば、同様に左派的な EU 懐疑主義勢力として理解できるだろう。
- (3)党勢が維持されると、極右系統ポピュリズムは、その「極端さ」を損ねる傾向があるが、フランス国民戦線はうまく「極端さ」も温存しつつ、核となる支持者の囲い込みに成功的であるという (Ivaldi 2016)。
- (4)EU では 2009 年 12 月発効のリスボン条約に連動する形で欧州基本権憲章が正式な法的拘束力を持って発効した。この欧州基本権憲章は、民主主義や「法の支配」の原則の確認に加え、表現の自由、年齢・性別・宗教・民族・性的指向性等を含む平等の保障などを規定しており、総じてリベラルな価値に沿う内容となっている。そのため、これらの法的根拠とともに、EU で公定的に「望ましい価値」とされるリベラルな価値に抵触する保守ポピュリズム的な現象が生じた場合、それを問題視するリベラル勢力により EU 政治での議事として持ち込まれることになった (原田 2017a)。
- (5)2017 年末日段階において EU の公式な意識も一定には至っていないものの、2017 年 12 月 20 日に、欧州委員会は、ポーランドの司法改革が「法の支配」の原則に反しているとして、リスボン条約 7 条に基づく、加盟国としての議決権の停止も含めた制裁手続に入ることを閣僚理事會に提案した。リスボン条約 7 条の措置を具体的に開始する手続きに入る提案が欧州委員会によって行われたこと自体が、今回が初めてである。
- (6)逆に「アウトサイダーが中道左派を支持し続け、インサイダーが極右政党へと支持を移す」との見解 (Häusermann, Picot, and Geering 2013) も対抗説明として存在する。
- (7)2016 年 2 月の欧州理事會では、英国が EU に残留した場合の特別措置決定として、他の EU 加盟国出身移民に対して、同じ EU 市民であっても社会給付につき英国国民と他の加盟国民とのあいだで差別的待遇を導入することを許容する内容が合意されたが、この合意が成立したことは、たとえ時限的措置であっても EU 市民間の平等という規範への挑戦であった (原田 2017b)。これは英国における福祉ショーヴィニズムの表出として理解できるだろう。
- (8)Council Decision (EU) 2015/1601 of 22 September 2015 establishing provisional measures in the area of international protection for the benefit of Italy and Greece.

《参考文献》

- ・石田徹 (2016) 「福祉政治における『再国民化』の言説—福祉ツーリズム、福祉ポピュリズムをめぐって」高橋進・石田徹(編)『「再国民化」に揺らぐヨーロッパ—新たなナショナリズムの隆盛と移民排斥のゆくえ』42-60、法律文化社。
- ・河崎健 (2015) 「ドイツ」池谷知明・河崎健・加藤秀治郎(編)『新・西欧比較政治』46-67、一藝社。
- ・五月女律子 (2005) 「EU 加盟国における EU 懐疑傾向—スウェーデンを事例として」『国際政治』142、63-78。

- ・野田昌吾 (2013) 「デモクラシーの現在とポピュリズム」 高橋進・石田徹(編)(2013) 『ポピュリズム時代のデモクラシー—ヨーロッパからの考察』 3-24、法律文化社。
- ・原田徹 (2012) 「EUにおける政治的妥協の変容と持続性—リスボン戦略の再検討と次期戦略の動向を通じて」 『駒沢女子大学研究紀要』 19、215-17。
- ・原田徹 (2015) 「欧州債務危機下での EU における連帯と統合」 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』 17(2)、43-58。
- ・原田徹 (2017a) 「EU 政治過程におけるリベラルと保守の対抗関係—欧州議会での政党会派間連携を中心に」 『同志社政策科学研究』 18(2)、13-25。
- ・原田徹 (2017b) 「BREXIT と『社会給付と自由移動』をめぐる EU 政治過程—域内移民と国外派遣労働を架橋する交渉力学を中心に」 『日本 EU 学会年報』 37、92-114。
- ・水島治郎 (2016) 『ポピュリズムとは何か—民主主義の敵か、改革の希望か』 中央公論新社。

- ・ Akkerman, Tjitske., de Lange, Sarah., and Rooduijn, Matthijs.(2016) Inclusion and Mainstreaming? –Radical Right-Wing Populist Parties in the New Millennium. In Akkerman, Tjitske., de Lange, Sarah.,and Rooduijn, Matthijs.(eds.) *Radical Right-Wing Populist Parties in Western Europe—Into the Mainstream?*, 1-28, Routledge.
- ・ Akkerman, Tjitske. (2016) Conclusion. In Akkerman, Tjitske., de Lange, Sarah.,and Rooduijn, Matthijs. (eds.) *op.cit.* 268-82.
- ・Arzheimer, Kai. (2013) Working-Class Parties 2.0?: Competition between Center Left and Extreme Right Parties. In Rydgen, Jens (ed.) *Class Politics and the Radical Right*, 75-90, Routledge.
- ・ Emmenegger, Patrick. and Klemmensen, Robert. (2013) Immigration and Redistribution Revisited: How Different Motivations Can Offset Each Other. *Journal of European Social Policy*, 23 (4), 406-22.
- ・ Häusermann, Silja., Picot, Georg., and Geering, Dominik.(2013) Review Article: Rethinking Party Politics and the Welfare State—Recent Advances in the Literature. *British Journal of Political Science*, 43(1), 221-40.
- ・ Iglesias, Pablo. (2015) *Politics in a Time of Crisis: Podemos and the Future of a Democratic Europe*, Verso.
- ・ Ivaldi, Gilles. (2016) A New Course for the French Radical Right?: The Front National and ‘De-demonisation’ . In Akkerman, Tjitske., de Lange, Sarah.,and Rooduijn, Matthijs.(eds.) *op.cit.*, 225-46.
- ・ Katz, Richard S. and Mair, Peter. (1995) Changing Models of Party Organization and Party Democracy: The Emergence of the Cartel Party. *Party Politics*, 1, 5-28.
- ・ Kitschelt, Herbert. in collaboration with McGann, Anthony. J. (1995) *The Radical Right in Western Europe*, The University Michigan Press.
- ・ Mudde, Cas. (2007) *Populist Radical Right Parties in Europe*, Cambridge University Press.
- ・ Rueda, David.(2005) Insider–Outsider Politics in Industrialized Democracies: The Challenge to Social Democratic Parties. *American Political Science Review*, 99(1), 61-74.
- ・ Rueda, David.(2007) *Social Democracy Inside Out: Partisanship and Labor Market Policy in Industrialized Democracies*, Oxford University Press.
- ・ Stavrakakis, Yannis., and Katsambekis, Giorgos. (2014) Left-Wing Populism in the European

Periphery: the Case of SYRIZA, *Journal of Political Ideologies*, 19(2), 119-42.

- Szikra, Dorottya. (2014) Democracy and Welfare in Hard Times: The Social Policy of the Orbán Government in Hungary between 2010 and 2014. *Journal of European Social Policy*, 24(5), 486-500.

(原田 徹 同志社大学政策学部・助教)